

水戸市記念樹交付事業の改正について

1 水戸市記念樹交付事業の概要

水戸市では，市と市民とが一体となって緑豊かな生活環境をつくるため，昭和 48 年 12 月 20 日に水戸市記念樹交付事業を創設し，対象者に記念樹を交付してまいりました。

現在，出生，転入，長寿の 3 種類の記念樹を交付しており，交付の方法としては，毎年 3 月上旬から中旬にかけて，市役所本庁舎，各出張所，市民センターにおいて，引換券を持参してきた対象者に，記念樹を交付しております。

現行の記念樹交付事業の概要につきましては，（表－1）のとおりです。

（表－1）記念樹交付事業の概要

区分	対象者	記念樹の種類	交付期間	引換券配布方法
出生	前年の 2 月 1 日から当該年の 1 月 31 日までに出生した者	ウメ	3 月中において市長が定める 1 週間	出生届提出の際市民課等にて配布
転入	前年の 2 月 1 日から当該年の 1 月 31 日までに世帯転入をした世帯	ウメ		当該年 2 月末に引換券郵送
長寿	当該年度内に満 70 歳に達する者	カシワ バアジ サイ		当該年 2 月末に引換券郵送

2 記念樹交付事業の現況について

記念樹交付事業の過去5年間の実績（表－2）を見ると、出生、転入、長寿を合わせた記念樹交付全体の対象件数は、平均10,917件に対して、震災等の影響もありますが、交付数は平均2,709本であり、交付率は25.0%となっております。特に転入の記念樹交付に関しては、対象者数5,000人程度と多いですが、前年度実績の交付率は19.0%と他の二つと比べて低い状況です。

転入の交付率が特に低い原因として、下記の2点があると考えております。

- ①転入は、毎年3月から4月に集中しているが、2月末に引換券を配布している現行の引換券配布方法では、転入から引換券の配布まで約1年間の期間が開いてしまう。そのため、転入記念という意識が薄くなってしまう。
- ②近年の住環境の変化により、持ち家等に転入するのではなく、アパートやマンション等への転入者が増え、ウメの木をもらっても植える場所が無い。

（表－2）記念樹交付事業の過去5年間の実績

		H21	H22	H23	H24	H25	平均
出生 (ウメ)	対象者数	2,423	2,401	2,407	2,368	1,419	2,204
	交付数	445	286	343	448	411	387
	交付率	18.4	11.9	14.3	18.9	29.0	18.5
転入 (ウメ)	対象世帯数	6,008	5,899	5,589	5,834	4,498	5,566
	交付数	1,221	404	917	962	854	872
	交付率	20.3	6.8	16.4	16.4	19.0	15.8
長寿 (カシワバ アジサイ)	対象者数	2,723	3,239	3,234	3,109	3,435	3,148
	交付数	1,506	1,055	1,621	1,505	1,565	1,450
	交付率	55.3	32.6	50.1	48.4	45.6	46.4
合計	対象者数	11,154	11,539	11,230	11,311	9,352	10,917
	交付数	3,172	1,745	2,881	2,915	2,830	2,709
	交付率	28.4	15.1	25.7	25.8	30.3	25.0

3 記念樹交付事業のサービスの拡充について

上記の転入記念樹交付に関する問題①，②を改善するため，記念樹引換券の取り扱いについて，下記のとおり現行交付事業のサービス拡充（案）を検討しました。（表－3）が，改正後の記念樹交付事業の概要となります。

- ①転入世帯が，転入直後に引換券を受け取ることができるように，引換券の配布方法を，出生記念と同様に，転入の手続き時に市民課等（赤塚出張所，常澄出張所，内原出張所）で随時配布する。
- ②記念樹を植栽する場所が無い対象世帯等が，記念樹引き換え以外を選択できるようにする。記念樹（ウメ）への引き換えを希望しない場合，引換券を水戸市植物公園の一世帯分の入場券としても，使用できるようにする。

（表－3）記念樹交付事業の改正（案）

区分	対象者	記念樹の種類	交付期間	引換券配布方法
出生	前年の2月1日から当該年の1月31日までに出生した者	ウメ	3月中において市長が定める1週間	出生届提出の際市民課等にて配布
転入	前年の2月1日から当該年の1月31日までに世帯転入をした世帯	ウメ ※		転入届提出の際市民課等にて配布
長寿	当該年度内に満70歳に達する者	カシワ バアジ サイ		当該年2月末に引換券郵送

※転入の記念樹引換券について，記念樹（ウメ）への引換えを希望しない場合は，水戸市植物公園の入園券として使用することができる。

○水戸市記念樹交付要項

〔 昭和 48 年 12 月 20 日
水戸市告示第 109 号 〕

改正 昭和 49 年 10 月 3 日告示第 81 号	昭和 52 年 7 月 22 日告示第 74 号
改正 昭和 57 年 6 月 7 日告示第 40 号	昭和 60 年 1 月 17 日告示第 7 号
改正 昭和 61 年 11 月 18 日告示第 119 号	平成 4 年 2 月 12 日告示第 16 号
改正 平成 5 年 9 月 28 日告示第 106 号	平成 10 年 9 月 28 日告示第 85 号
改正 平成 15 年 1 月 6 日告示第 1 号	平成 17 年 1 月 18 日告示第 14 号
改正 平成 17 年 6 月 27 日告示第 120 号	平成 18 年 6 月 22 日告示第 126 号
改正 平成 20 年 10 月 24 日告示第 207 号	平成 26 年 3 月 26 日告示第 59 号

注 平成 5 年 9 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この要項は、市と市民とが一体となって緑豊かな生活環境をつくるため、市が市民に記念樹を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 記念樹の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)及び記念樹の種類は、別表のとおりとする。

(記念樹引換券の交付)

第 3 条 対象者には、別に定める記念樹引換券(以下「引換券」という。)をもって通知する。

(交付の期間及び場所)

第 4 条 記念樹の交付は、別表に定める区分による交付期間及び交付場所において、引換券を提示した者に対し行うものとする。

(引換券の有効期間)

第 5 条 引換券は、交付期間を経過したときは無効とする。

(補則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要項は、昭和 48 年 10 月 1 日から実施する。ただし、出生に係る記念樹の交付については、昭和 49 年 4 月 1 日以後に届け出のあった者から実施する。

2 誕生記念品交付要項(昭和 43 年 3 月 4 日決定)は、昭和 49 年 3 月 31 日限り廃止する。

付 則 (昭和 49 年 10 月 3 日告示第 81 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 52 年 7 月 22 日告示第 74 号)

この要項は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 57 年 6 月 7 日告示第 40 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 60 年 1 月 17 日告示第 7 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年 11 月 18 日告示第 119 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 4 年 2 月 12 日告示第 16 号）

この要項は、平成 4 年 3 月 3 日から施行する。

付 則（平成 5 年 9 月 28 日告示第 106 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 9 月 28 日告示第 85 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年 1 月 6 日告示第 1 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 1 月 18 日告示第 14 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 6 月 27 日告示第 120 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 6 月 22 日告示第 126 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 20 年 10 月 24 日告示第 207 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 26 日告示第 59 号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 26 年 2 月 1 日から適用する。

別表（第2条，第4条関係）（平26告示・一部改正）

区分	対象者	記念樹の種類	期間	交付場所
出生	前年の2月1日から当該年の1月31日までに出生した者	ウメ	3月中において市長が定める1週間	市役所本庁舎，赤塚出張所，常澄出張所，内原出張所，三の丸市民センター，五軒市民センター，渡里市民センター，桜川市民センター，緑岡市民センター，見和市民センター，双葉台市民センター，寿市民センター，石川市民センター，上大野市民センター，飯富市民センター，城東市民センター，吉田市民センター，新莊市民センター，千波市民センター，柳河市民センター，笠原市民センター，酒門市民センター，見川市民センター，国田市民センター，吉沢市民センター，堀原市民センター，稲荷第一市民センターその他市長が指定する場所
転入	前年の2月1日から当該年の1月31日までに世帯転入をした世帯	ウメ		
長寿	当該年度内に満70歳に達する者	カシワ バアジ サイ		